

平成 22 年度医療の質の評価・公表等推進事業の申請受付について

1. 申請資格

臨床指標を選定し、本事業に協力する病院の臨床データを収集・分析し、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表を行い、評価や公表に当たっての問題点の分析等を行うための体制を整備する団体であって、次の（１）から（５）に掲げる条件を全て満たすものとする。

（１）次に掲げる者が開設する病院により構成される団体であること。また、25 以上の病院により構成される団体であること。

都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、公益法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者。

（２）事業を円滑に実施するための事務局機能を有すること。

（３）次に掲げる事業の実施が可能であること。

ア. 臨床指標に係る情報を収集・分析する人材の確保

イ. 臨床指標の選定

ウ. 団体に所属する病院のうち 25 以上の本事業に協力する病院（以下「協力病院」）

の選定及びイ. で選定した指標について、各協力病院の臨床データの収集・分析

エ. ウ. の収集・分析による数値を用いた医療の質の評価

オ. エ. で評価した各協力病院の数値の公表

カ. 臨床指標評価検討委員会の設置及び当該委員会における評価や公表に係る問題点の分析、改善策の検討

キ. 国への実績報告及び事業報告

（４）本事業終了までに、上記取組みを自ら継続できる体制を整備する具体策を有する

こと。また、本事業終了後においても、上記取組みを継続すること。

(5) 医療の質の評価・公表の推進に係る国の施策及び指導に協力すること。

2. 本事業で実施すべき事業内容

臨床指標を選定し、協力病院の臨床データを収集・分析し、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表を行い、評価や公表に当たっての問題点の分析等行うために必要な事項として、(1) から (6) までに掲げる事項を行うこととする。

(1) 臨床指標に係る情報を収集・分析する人材の確保

(2) 臨床指標を用いた医療の質の評価を行うためのア. からウ. までに掲げる事項

ア. 以下の点に留意した臨床指標の選定

(ア) 10以上の臨床指標を選定すること。なお、選定する指標は全てプロセス指標又はアウトカム指標とし、患者満足度に関する指標以外のアウトカム指標を2以上含むこと。

(イ) 以下の例を参考に、患者満足度に関するアウトカム指標を含むこと

<例>

○ 患者満足度

- ・ 分子： 「この病院に満足している」と回答した患者数
- ・ 分母： 患者アンケートに回答した患者数

(ウ) 以下の例を参考に、例えば医療安全、手術等の病院全体に関する指標を含むこと

<例>

○ 入院患者の転倒・転落発生率

- ・ 分子： 1カ月間の転倒・転落件数
- ・ 分母： 1カ月間の入院患者延数

○ 褥瘡発生率

- ・ 分子： 1 カ月間の新規褥瘡発生患者数
- ・ 分母： 1 カ月間の入院患者延数
- 死亡退院患者率
 - ・ 分子： 1 カ月間の死亡退院患者数
 - ・ 分母： 1 カ月間の退院患者数
- 入院中の緊急再手術率
 - ・ 分子： 1 カ月間の同一入院回で 2 回目以降の手術が緊急手術を含む患者数
 - ・ 分母： 1 カ月間の入院手術患者数
- 退院後 6 週間以内緊急再入院率
 - ・ 分子： 退院後 6 週間以内の緊急入院患者数
 - ・ 分母： 退院患者数
- 手術開始前 1 時間以内の予防的抗菌薬投与率
 - ・ 分子： 1 カ月間の外科手術患者で手術執刀開始前 1 時間以内に予防的抗菌薬を投与された患者数
 - ・ 分母： 1 カ月間の予定手術施行患者数

(エ) 以下の例を参考に、(イ) 及び (ウ) 以外の指標については、病院全体ではなく各疾患に関する指標を含んでも差し支えないこと。

<例>

- 糖尿病の患者の血糖コントロール
 - ・ 分子： HbA1C の最終値が<7.0%の患者数
 - ・ 分母： インスリン製剤または経口血糖降下薬を処方されている患者数
- 急性心筋梗塞の患者に対する入院後 2 4 時間以内のアスピリン投与

- ・ 分子： 入院後 24 時間以内にアスピリンを投与された患者数
- ・ 分母： 1 カ月間の急性心筋梗塞による入院患者数

イ. ア. で選定した指標について、平成 22 年 7 月以降の各協力病院の臨床データの収集・分析。なお、臨床データの収集期間（例：1 ヶ月ごと、3 ヶ月ごと等）については各指標の特性を考慮して設定することで差し支えないこと。

ウ. イ. の収集・分析による数値を用いた医療の質の評価

(3) 各協力病院間の連絡・調整

(4) (2) ウ. で評価した各協力病院の数値の公表。なお、公表にあたっては以下の点に留意すること。

ア. 評価したものについては逐次速やかに公表すること。

イ. 各協力病院ごとに個別に公表するのではなく、団体事務局においてまとめて団体ホームページ等のインターネット上に掲載すること。

ウ. (2) ウ. で評価した指標のうち、少なくとも 5 以上の指標については、各協力病院ごとの数値を公表すること。また、特段の問題がない限り全ての指標についても各協力病院ごとの数値を公表すること。

エ. 各協力病院ごとの数値を公表しない指標については、少なくとも各協力病院の平均値を公表し、ベンチマーク（平均値と各協力病院の数値を比較）を行うこと。

オ. 公表に係る社会的影響に配慮し、臨床指標の選定にあたって患者の重症度等の考慮が必要な場合等には留意事項として適宜掲載すること。

カ. アウトカム指標の数値等、医療法において広告可能とされていない事項について広告してはならないこと。

(5) 臨床指標評価検討委員会の設置。なお、本委員会の構成員には外部委員を含むことが望ましいこと。また、本委員会においては、評価や公表に係る問題点の分析、

改善策の検討を行うこと。

(6) 国への実績報告及び事業報告。なお、事業報告にあたっては以下の点に留意すること。

ア. (2) イ. における各協力病院の臨床データを収集するにあたり、DPCデータ、電子カルテ等の利用等その具体的な方法について記載すること。なお、電子媒体を利用しない場合であっても、収集方法に関する特段の工夫等があれば記載すること。

イ. (4) エ. において各協力病院ごとの数値を公表しない指標については、その理由を分析・検討し、その結果を記載すること。

3. 国庫補助等について

(1) 当該事業にかかる経費について、国は予算の範囲内で、平成22年7月1日から平成23年3月31日までに当該取り組みに要した経費と基準額(29,722,000円)とを比較して少ない額の1/2相当の金額を補助するものとする。

(2) 補助金の交付の時期については、原則、当該年度の事業完了後(平成23年3月31日以降)の精算払いとする。

4. 提出書類

厚生労働省のホームページに掲載している応募申請書(様式1)及び事業計画書(様式2)をダウンロードのうえ、利用すること。

なお、申請にあたっては以下の事項を守ること。

(1) 本事業は団体における体制整備を目的としていることから、申請者は団体の長とすること。

(2) 提出書類は全て縦長横綴じ、A4版とし、正確を期すため、ワープロ等判読できるもので作成、記入すること。

なお、様式2を補足する資料の添付は妨げないが、A4版用紙10枚以内とすること。カラーで作成することは差し支えないが、審査等の際には白黒コピーで対応することがあること。

(3) 提出書類については、2部（正本1部、副本1部）提出すること。

なお、様式2については、ページ番号を中央下に打ち、片面印刷（両面印刷及び両面コピーは不可）とし、左肩をクリップ留め（ホチキスでは留めない）にすること。

(4) 提出書類は簡易書留により、提出期限までに必着するよう余裕をもって、郵送すること。応募書類を封入した封書等の表に、朱書きにて、「平成22年度医療の質の評価・公表等推進事業応募書類」と明記すること。

ただし、書類の量が多い等やむを得ない場合は、宅配便又は直接持ち込み（受付時間は、午前10時～午後5時までの時間帯とし、土・日・祝日の受付は行わない。）による提出でも差し支えないこと。

なお、FAX、電子メール等による提出や提出期限を過ぎてからの提出は認められない。

(5) 以下の点に留意すること。

ア. 提出書類に不備がある場合には、審査の対象とならないこと。

イ. 理由の如何によらず、提出書類の修正・差替え等は認めないこと。

ウ. 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあること。

エ. 提出書類については返却しないこと。なお、提出書類は採択・不採択に係る評価以外の目的には使用せず、申請内容について、正当な理由なく、他者に漏洩することはない。

5. 提出先

厚生労働省医政局総務課へ提出すること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課 担当：新美

電 話 03-5253-1111 (内線 2521)

6. 提出期限

平成 22 年 6 月 4 日 (金) 午後 5 時 必着

7. 選定方法

(1) 選定の概要

本事業における補助対象は、提出書類をもとに専門家等の意見をふまえ、必要に応じて適宜ヒアリング等を実施することにより、厚生労働大臣が適当と認めるものを選定する。

(2) 審査にあたって会議で評価する事項

申請された団体は、次の観点から、総合的に評価する。

ア. 医療の質の評価・公表の推進への貢献度

体制整備の計画から、本事業における整備により、医療の質の評価・公表の実施等が推進されることが期待できるか。

イ. 申請団体の実施体制、実績、計画遂行能力

申請団体において本事業による整備を推進する実施体制、これまでの実績等から、必要な人材確保を含めた整備計画の遂行が可能であるか。また、本事業終了後も団体自ら医療の質の評価・公表を推進する取組みを継続していくことが可能な具体策を有しているか。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、申請のあった団体へ個別に連絡する。

8. 選定スケジュール

選定は次のとおり予定している。

平成 22 年 6 月下旬 選定、結果通知

9. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課（担当：新美（予算関係）、高橋（技術関係））

電 話 03-5253-1111（内線 2521、2522）

問い合わせ受付時間等 平日 午前10時～12時、午後1時～5時